

琉球大学学術リポジトリ

琉球の漆について(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲間, 勇栄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/4075

琉球の漆について

仲間勇栄*

Yuei NAKAMA : A Historical Study of the Lacquer tree
(*Rhus verniciiflua* Stokes) in the Ryukyu Monarchic Age

I 序 論

沖縄の漆器に関する文献等を調べ、そのルーツを探っていくと、十中八九、石沢兵吾の『琉球漆器考』にいきつく。この本は明治20年福原県知事赴任の際に、県の殖産工芸のことが話題にのぼり、事務引継書類中に混入していた漆器に関する資料等を、当時の県商工課長であった石沢兵吾が編集し、明治21年に刊行されたもので、沖縄の漆器に関する唯一の古典的書でもある。その中に次のようなことが記述されている。

此地古来漆樹なし今尚然り其要する所の漆液一に吉野を用ればなり

琉球の漆器は其製法一種なるが如しと雖ども其原内地より傳はりたるは疑ひなし何となれば之が製造に要する第一の原料漆汁は古来古野を用ひし

すなわち、石沢兵吾の説によれば、沖縄には昔からウルソノキはなく、漆汁は吉野漆を使用し、漆器の製法も内地から伝わったものであるというのである。この説は主に『中山世譜』、『那覇由来記』、『本草綱目啓蒙』などを始め、その他、家譜資料、および当時県庁において編さんされた旧記（出所不明）等に依拠して導かれた結論である。

この石沢説はその後無批判に受け入れられ、戦前・戦後のあらゆる琉球漆器の文献等にそのまま引用されて、ほぼ通説化している。たとえば、真境名安興は『沖縄一千年史』の漆器の項で、石沢説をそのまま展開しているし、『比嘉春潮全集』にも同様のことが書かれている。またその他の文献、新聞紙上に掲載された論稿などに目を通して、ほとんど石沢説の孫引きか、あるいは同説の範囲を越えるものは極めてまれである。

ところが最近漆に関する注目すべき新しい説が出てきた。徳川義宣氏は昭和52年6月に発行された『琉球漆工藝』の中で、石沢説を批判し、「御当国御高並諸上納里積記」（『那覇市史』資料篇第1巻2）、「仲吉朝忠日記」（『近世地方経済史料』第9巻）などの資料を典拠として、次のように自説を展開されている。

従来の定説は、史実の未調査または誤認に発する誤説であり、慶長十五年に島津氏が実施した検地に際し将来の「上木」（特別税・浮得税）の対象物件として書き上げた十六品目の中に「漆」が見られ、その二十五年後の寛永十二年、かねて予定されていた十六品目からさらに漆を含む七品目が、実際に賦課米率を定められて徴租されるに至った史実が判明し、少なくとも慶長十五年以前から、琉球に漆樹が存在したことは、今や明らかである。但し、この琉球に於ける漆樹は、その後乱獲されて生産力を失い、本土より輸入される良質大量の漆液に圧倒され、元禄十二年には税も免ぜられて、やがて絶滅するに至ったと見られる。

*琉球大学農学部林学科

この徳川氏の「ウルシ存在説」は、同氏の論文によってみる限り、詳細に実証されたものではないが、しかし、その依拠した資料からみても、少なくとも島津侵入以前に、ウルシノキが存在していたことは否定すべくもなく、その意味において、同氏の説は画期的なものといわねばならない。

この小論では徳川氏の「ウルシ存在説」を更にふえんするために、琉球内におけるウルシノキの栽培事実と漆市場のあり方を古文書等に依拠して明らかにしておきたい。

II 琉球漆器の由来

そこでまず初めに、ウルシの歴史と関係の深い琉球漆器の由来について、大まかに触れておく。

琉球漆器の起源がいつ頃までさかのぼれるかは、今の所判然としない。徳川義宣、荒川浩和両氏のいう琉球漆器の特徴を紅漆、螺鈿、堆朱、堆錦などに求め、これらを指標にして、沖縄の古典的歴史書である『中山世鑑』(1650年)、『中山世譜』(1701年)、『琉球国由来記』(1713年)、『琉球国旧記』(1731年)、『球陽』(1743-1745年)、および『歴代宝案』(1424-1867年)などに記録されているおびただしい数の漆器類を検討してみると、少なくとも史料の上で確認されうる琉球漆器の年代は、15世紀前葉の尚巴志時代までさかのぼることができる(『琉球漆工芸』)。

この時代の漆工芸品は、漆塗鞘の腰刀が圧倒的多数を占め、輸出先も中国、シヤム、マラッカなどの東南アジア諸国にまでまたがり、海外貿易の盛況ぶりがうかがえる。勿論、輸出された漆工芸品のすべてが琉球内で製作されたものとは断言できないが、琉球独特の紅漆や螺鈿の工法から推して、日本からの輸入ものに混って、琉球製のものが存在していた可能性は大きいと考えられる。

尚真王即位の年(1477年)に与那国島へ漂着した朝鮮人の見聞記には、沖縄本島で漆籠に乗っている母后(国王の母)の様子が記されており、また朝鮮人たちが行列を見物していると、母后が籠をとめて二鐵瓶を取出し、酒を採る木器(漆を塗った木製の杯)について彼らに振舞ったことが書かれている。更に次のようにも記されている(伊波普猷「朝鮮人の漂流記に現われた尚真王即位当時の南島」『史学雑誌』38巻12号)。

寺刹がある。板を蓋となし、内は漆喰を施してある。飯は漆木器に盛り、羹は小磁器に盛る。磁器の皿もある。箸はあるが、匙はない。箸は木だ。(傍点一仲間)

それから国王は朝鮮人が帰路の際、銀1万54文、胡椒150斤、種々の食糧品の他に、漆木器なども下賜しており、おそらく当時(15世紀)の琉球内には、すでに漆工芸が芽生えつつあったことが、これらの史料からも推測されるのである。

なお、奥里将建氏は英祖陵の大石棺の石彫技術から推して、琉球漆器の源流が舜天王統時代にまでさかのぼることができるかとみているが、この説は実証性に乏しく首肯されえない。

薩摩侵入以後、17世紀に入ると琉球漆器の生産体制も整備され、歴史書の中にも漆器は「若狭町塗ノ器具、普ク世=流布シテ、若狭町皿ト云也」(『琉球国由来記』巻3)と記されて、漆器生産が盛んなことを示している。この時期には貝摺奉行も強化され、また中国や薩摩などから漆工芸技術の導入を図っている。これらのことは次に引用する『琉球国由来記』巻3、および同由来記の巻4などの記録から推察できるのである。

貝摺奉行(奉行一員、筆者二員)

尚寧王御代、萬曆四十年(1617年)壬子、閏十一月廿日、毛氏保栄茂親雲上盛良、任此職。自何御代為始哉、未詳。

貝摺師(主取一員)、繪師(主取一員、属官六員)、櫛物師(主取一員)、磨物師(主取一員)、木地引勢頭(一員)、御櫛作(主取一員)、三線打(主取一員)、矢矯(主取一員) <以下省略>

貝摺師

當国貝摺師、崇禎九年(1636)丙子、国吉(中略)入閩(福建省)三年滞在、學員摺塗物。同十四年辛

已、為貝摺師。此本国青貝師始也。〈以下省略〉

檜物師

當国檜物師、順治元年（1644年）甲申、那覇仲村渠爾也、到于薩州、三年滞在致稽古、帰国、始而為主取。是初也歟。

17世紀は薩摩の支配体制が次第に琉球内に浸透し、それと同時に例えば山林制度の整備、砂糖ウコンの専売制度、羽地仕置に見られる諸制度の改革等々が着々と進められていた時代であり、その一環として漆器も取り上げられていたと思われる。中世以来、中山王府がとってきた貿易立国、海外発展政策は、島津の支配をうけるに至って、国内産業振興策へと転換されつつあったのである（『琉球漆工藝』）。

Ⅲ 古文書等にみられるウルシノキ

前節で琉球漆器のルーツが現存する史料の範囲内において、少なくとも15世紀頃までさかのぼることができ、17世紀以降になると将軍家への献上品、また中国への進貢品等々の生産奨励策をとり、そのための技術の導入、あるいは組織体制の強化を図っていたことについて略述してきた。ところで琉球漆器と漆の関係はどのようになっていたであろうか。はじめの部分でも触れたとおり、琉球にはウルシノキはなく、原料の漆汁もすべて昔から吉野漆を使用していたというのが、『琉球漆器考』以来の定説であった。はたしてこの説は真実を語っているのでしょうか。このことを次に検討してみよう。

まず最初に植物分布学上の点から考えて、沖縄にウルシノキがないというのは理解できない。ウルシ科の植物は、熱帯、亜熱帯を中心に70属約600種を産し、そのうちウルシ属は熱帯から温帯にかけて約160種分布している。北は北海道から南は九州、中国、朝鮮、更に東南アジア方面にも広く分布している植物である。初島住彦著『琉球の植物誌』には、ウルシ属としてヌルデとハゼノキの2種類だけが記載されている。

漆液および漆液類似の物質を保有している主な樹木は①ウルシノキ（日本、朝鮮、中国に分布）、②アンナウルシ（インドシナ、台湾）、③ヤマウルシ（日本、朝鮮、中国、台湾）、④ツタウルシ（前同）、⑤ハゼノキ（前同）、⑥ヤマハゼ（前同）、⑦タイトウルシ（台湾）、⑧ブラックツリー（カンボジア、ビルマ、ベトナム、タイ）、⑨ブラジルウルシ（ブラジル）などで、これらのうち漆液の分泌量も多く採液可能なものは、日本、朝鮮、中国に生育するウルシノキとインドシナ地方に産するアンナウルシの2種類であり、その他の樹にも多少漆液らしいものが含まれているが、その成分は異なり、分泌量も極めて少ないといわれている（伊藤清三著『うるし』）。

問題はこのウルシノキとアンナウルシの2種が琉球内に存在し、漆液の採取がなされていたかどうかである。この点を現存する史料にもとづいて明らかにしておきたい。

漆は昔から四木（茶、桑、漆、楮）三草（麻、紅花又は木綿、藍）の中にも見えるように、重要植物として為政者が農民に強制的に植えさせていた。わが国が律令国家体制に移行し、その基本法典ともなった大宝律令の田令の条には、ウルシノキの栽培を奨励した次の記録がみられる。

凡課桑漆上戸桑三百根、漆一百根以上、中戸桑二百根、漆七十根以上、下戸桑一百根、漆三十根以上、五年種畢、謂新別為戸者、亦依此限、其桑漆者、皆於園地種、若無園地者、不在課限也。〈以下省略〉

また賦役令には調副物として正丁1人に漆3勺、金漆3勺を課した税の記録が記載され、これらはわが国における漆の記録としては最古のものであり、有名な条項でもある（伊藤清三『うるしの栽培・採取等の技術の変遷に関する調査研究報告書』）。その他、「類聚代格十六」（807年）、「憲法志料四」（897年）、「延喜式」（927年）などにもウルシノキ植栽奨励の記事がみられ、かなり古くから当時の為政者が漆に着目し、栽培奨励策をとっていたことがうかがえるのである。

琉球内におけるウルシノキの植栽記録は、今の所島津侵入以後の事例しか確認されていない。1610年（慶長15年）に布達された「御当国御高並階上納里積記」の目録中には、検地の結果、本租米の他に上木税が課せられており、税の賦課対象物として次の16品目が記載されている。

ばせを敷、唐芋敷、宝の敷、桑、漆、塩屋、棕綱網、くり舟、はき舟、九年母、酢之木、橙、青唐九年母、皮ふち九年母、唐竹、鳩尻方塩屋

これらの品々は1635年(寛永12)の盛増高、上木高取立目録改の際には、ばせを、唐芋、宝の、桑、漆、塩屋、宗呂の7品目に減免され、次のように代納賦課率まで示されている。

- 1 芭蕉之地一畝ニ付 納米二升貳合ツツ
- 1 唐芋之地一畝ニ付 納米五升六合七勺ツツ
- 1 宝の之地一畝ニ付 納米四升ツツ
- 1 桑柵本ニ付 納米六合七勺五オツツ
- 1 宗呂柵本ニ付 納米七合五オツツ
- 1 漆柵本ニ付 納米三合ツツ
- 1 塩屋柵軒ニ付 納米貳升ツツ

更に1699年(元禄12)になると、上木高は1,124石余(1635年には1,679石余)に減少し、宝の敷と同様に漆も次のように免除されている。

漆

但漆之餓、抑納御免ニテ候。

漆之木、本数然と不相見ヘ候付、記シ不申候也。

以上のような一連の動向をみると、上木税の対象として賦課されていたウルシノキが17世紀の終り頃には、課税の対象にさえならないくらい減少していたことが推測されるが、その理由は上質で安価な漆が日本をはじめ中国から交易関係を通じて輸入され、国内での漆の生産がそれらに押されて漸次衰退し、それに伴うウルシノキの減少による供給力の低下に起因するものと思われる。

上木税を課せられていたこのウルシノキが、どのようなものであったかについては、これまでの史料だけでは明らかでないが、次に引用する『琉球産物誌』に収録されている2種類のウルシノキの存在事実は、この問題を解決してくれる有力な証拠となる。この『琉球産物誌』(1771年-明和8)が公表されたのは、琉球内で杣山に関する諸例規等が盛んに令達され、杣山の制度がほぼ確立する18世紀中葉にあたる。薩摩の医官であった坂上登によって著わされたこの書は、沖縄本島はもとより、その周辺離島、更に奄美大島にまたがって分布する草木類約千有余種を図入りで15巻にまとめあげた極めて貴重なものである。その中に漆は次のように記されている。

①漆

本邦載樹高二三丈餘皮白葉似椿花似口其子似手李子木心黃六月七月刻取滋汁金列者最善漆性並急

登按 人家畑中多植之採子榨蠟油大益人民今通呼曰檀木非也

琉球土名 檀乃木

②漆 圓葉

登按 漆之生山中者也

此常漆其葉圓而大

琉球土名 宇留志乃木又名岐宇留志

上述の2種類の漆はアンナンウルシとウルシノキに類似しているように思われるので、次にそのことを検討してみよう。

アンナンウルシは、九州、四国地方で植栽されているハゼノキの変種で、普通のハゼノキは落葉するが、この樹は落葉しない常緑の喬木である。樹高は7メートル、直径20センチメートルに達し、樹皮の色には暗赤色と灰白色の2種類がある。葉は奇数羽状の複葉で螺旋状の互生状態をなしている。先に例示した①の漆についてみると、樹高は6~9メートルに達し、樹皮は白く、そしてまたこのことが重要な意味をもつが、6、7月頃、刻み取った滋汁は漆の性質としては並であり、人家、畑中に多く植えて、その実からは蠟油を取っていることである。それからこの樹は、今日いわれているハゼノキではなくハゼノキの別種であるとも

書かれている。アンナンウルシはハゼノキの変種であり、採取される漆液もウルシノキのそれに比べると劣り並である。はっきりと断言できるものではないが、①の漆がアンナンウルシに形質上近似していることは確かであり、両者は同類のものである可能性は大きいと考えられる。島津侵入以前の東南アジア貿易関係を通じて、アンナンウルシが輸入され、琉球内で植栽されるようになったことも推測される。前述のハゼノキがアンナンウルシだとすると、「山奉行所公事帳」（1751年）に出てくる御法度木の「檀木」は、あるいはアンナンウルシのことかも知れない。当初はこのアンナンウルシから漆液も採取されていたが、次第に輸入漆に圧倒されて、18世紀頃には蠟油の採取のみになってしまったのであろうか。②の漆はあまり詳しく記されていないが、一般的に漆液の採取が行われているウルシノキとみられる。

IV 琉球国内の漆市場

以上の検討結果から、17世紀初頭～18世紀の中頃にかけて、琉球内にウルシノキが存在していたことが明白な事実として確認できた。では次に、漆液の場合はどうようになっていたのであろうか。以下、そのことについて検討しよう。

これまで知られている史料の中で、漆液のことが初めて琉球史に登場してくるのは、1426年（宣徳元＝尚巴志5）から1431年（宣徳6＝尚巴志10）に至る『歴代宝案』の記録である。この宝案は中山王府の外交文書類を収録したもので、その中の生漆に関する記事は『中山世譜』を始め、その他の琉球の歴史書『琉球漆器考』などに広く引用されている有名な箇所である。原本の内容は漢文体で書かれていて、難解な部分がかかなり多い。徳川義宣氏はこの難しい『歴代宝案』の記事を読破され、生漆購入交渉の経緯を簡潔にまとめられているので、次に同氏の労作（『琉球漆工藝』）の中からその部分を引用してみよう。

宣徳元年六月一日

宣宗は銅錢を以て生漆および各色磨刀石を購入せんとし、内官柴山を中山王尚巴志に派すと勅した。

宣徳二年六月六日

内官柴山は件の勅を尚巴志に齎し、購入資金として銅錢二千貫（二百萬文）を携行した。

宣徳三年二月十一日

尚巴志は宣宗に対して答書を認め、隣国（日本）は戦乱中で通航不能の故、取敢ず入手できるもののみを左の通り時價で買い集めて送ると伝えた。

生漆二七十斤 代價二二九貫四百文

五様磨刀石三、八五五斤 代價五三貫三百文

合計 二八二貫七百元

宣徳三年十月十三日

宣宗は残りの銅錢一、七一七貫三百文で屏風・生漆・各様磨刀石等を購入すべく、内官柴山・内使阮漸等を派すと勅した。

宣徳六年四月六日

尚巴志は宣宗に答書を認め、阿普察都を頭目とする使節を隣国（日本）に送り、残りの銅錢一、七一七貫三百文で注文を受けた屏風・生漆・各様磨刀石を買付けさせたところ、使節はその帰途、宣徳五年十二月二十日に由魯奴地方（与論島）で遭難し、頭目以下七十餘名が水死、三十餘名が助かったが、買付けた物資は盡く漂散沈没した、と報じた。

15世紀前葉中国から琉球に生漆、その他の品々を購入するため渡来している事実が前掲の記事から判明し、そしてその生漆は琉球を仲介して日本より買付けたものであることも書かれている。奇妙に思うのは、元来漆の生産地である中国から何故に琉球を介して日本産の漆を購入していたかということである。それは世界的な漆不足とからみ合っているが、何よりもまず日本産漆の品質に起因していたものとみられる。当時日本の漆の精製技術は世界的にも評価されており、そのことは中国が国名をチャイナ（陶器の国）と称され

たように、日本がジャポン(漆の国)として呼称されていたことから推察できる。

ところで徳川義直氏は、宣徳3年2月11日の生漆270斤は琉球産の生漆であるといい、その理由として漆液は夏期を中心に採取され、その有効保存期間は通常1年以内で、翌年の夏期を越えて保存することは難しい。陰暦盛夏の6月6日に首里に到着した柴山が、その翌年の宣徳3年2月中旬に琉球を發して持帰った生漆は、宣徳2年の夏に採取された漆液であったと考えられる。そして、宣徳2年には、隣国日本は戦乱で通航不能であったのだから、尚巴志が取敢えず時價で買付して柴山に持ち帰らせた270斤の生漆は、日本産の漆液とは考えられず、琉球産の生漆であった、と述べている。

漆液の有効保存期間が1年以内というのは納得できない。採取したままの漆液は^{ザル}箆漆といって多量の水分を含有しており、これを取引する場合には、普通2カ月乃至4カ月間そのまま静置して、水分と主成分のラッコールを分離する。特に良質の漆を得るためには、数年間放置して、明精(ラッコール含有量最多、水分含有率15%)、中精(ラッコール、ゴム質、水分等を種々の割合で含有、水分15%~20%)、底漆(多量のゴム質含有、水分55%)、漆水(ゴム質25%を含む水分)等々の数段階に沈澱させ、自然分離を行なう(伊藤清三『うるし』)。したがって、漆液の有効保存期間が1年だとは考えられず、ここでいわれている生漆は、ある程度人の手に加えられた精製漆の中の生漆とみななければならない。また日本国内が戦乱中で通航不能の故、購入した生漆は琉球産とするのは、以前に日本から買付けて貯蔵されていた生漆であることも考えられ、他の傍証史料もなく前掲の史料のみで琉球産の漆と断定することはできない。ただ、その270斤の生漆がすべて日本産のものであるとも言い切れないし、その中に琉球産の漆も混っていた可能性も充分考えられる。

琉球国が日本から漆液を購入していたという記録は、前掲の史料のみにとどまらない。たとえば、明へ渡る目的で慶長8年来琉し、滞在すること3年、志を果たせずに琉球内で仏教を説いていた浄土宗の僧、袋中によって1605年(慶長10)に著わされた「琉球往来」には、日本から漆を買付けていたことが、次のように書かれている。

今般倭船嶋舟参着。御蔵買収ノ分。薄二千枚。全子二十斤。銀子十釣。鉄百鎰。木綿五百端。上紙五束。雜帛一筒。茶百斤。漆五百杯。扇子千握。〈傍点引用者〉

このように島津支配以前の記録には、日本産の漆液のみしか見出されないが、先に指摘したように、琉球国内にもウルソノキは存在していたし、このことから当然漆液の採取も行なわれていたことは十分に推測される。しかしその漆が琉球国内の需要を満たすだけの生産量をもたなかったことだけは確かである。

琉球国産の漆がこれまで調べた史料の中で初めて登場してくるのは、17世紀後葉元禄期に出された「琉球産物他国売買ヲ禁ス」(『琉球関係文書』)の令違の中である。これには合計164品目が網羅され、そのうち「売捌ノ饑不及沙汰候」の免除品は94品目、残りの70品目は見本を差出すか、あるいはその理由のいかんによって許可するようにしている。主な免除品目と制限付品目を示すと次の通りである。

免除品

肉桂 染木(蘇木) 木香 紅花 桑白皮 澤漆 落花生 〈傍点引用者〉

制限付品目

塗物類 堆金堆朱器物 楠皮 樟腦 茶 柴油 薪 竹 藍 泡盛 青貝

一方、中国産の漆が琉球に輸入されていた史実が『歴代宝案』(1719年-康熙58)の「冠船之時唐人持来候貨物記録」の中にみられる。

棕漆碗十個 壽金十觔 生漆二桶一百十三觔 川山漆貳拾陸兩 巖漆貳百斤 〈傍点引用者〉

以上の史実から琉球内の漆市場が日本産の漆のみに限らず、琉球国産の漆、中国産の漆などで形成されていた事実が知られる。更に15・16世紀頃にさかのぼって、当時の東南アジア諸国との貿易関係から推して、アンナンウルソが尚真王の時代に輸入されていたことも考えられるが、今の所史料的に確認できない。

このように琉球国の漆市場が海外にまで及んでいたことは、何も琉球国だけにみられる現象ではなく、日本や中国も同様であった。漆は世界的に不足していたし、種々の漆を交易関係を通じて各国とも入手してい

たのである。17世紀の元禄期には、中国産の漆が日本国内で売買されるようになり、またアンナンウルシは日本と安南との交易が行なわれていた18世紀中頃の明和、安永時代から輸入されはじめたと伝えられている。したがって琉球の漆市場が日本、中国はもとより、特に尚真王時代には東南アジア方面にまで拡大されていたと解釈しても、決して無理なことではないであろう。

琉球に輸入された日本産漆の種類とその利用について、ここで再び『琉球漆器考』に立ち返って検討してみよう。漆工芸品の種類によって漆の使用法も異なるが、ここでは史料不備のため比較的高級品である次の漆工芸品についてのみ見ていく。

御硯屏貳ツ真塗青かい付入目

1 和吉野漆三斤五拾匁

1 同地漆三斤五拾匁

御籠飯貳ツ下漆共眞漆青かい付入目

1 和吉野漆壹斤百五拾匁

1 同地漆壹斤百五拾匁

中央卓一脚蠟色＝青貝付

1 和吉野漆貳百六拾九匁三分

代錢百貳拾貫三百四拾六文

1 同地漆八拾四匁六分

代錢四拾四貫五拾四文

上述のように、漆は吉野漆と地漆の2種類を使用し、比較的上質の地漆と吉野漆の両方を塗り分けている(匁当たりの価格は地漆の方が吉野漆より約70文高い)。ここでいう和吉野漆の「和」は日本産のことを意味し、吉野漆の「吉野」は現在の奈良県吉野郡を指すのではなく、各地方における生漆の呼称に由来する。地漆も後述する精製漆の一種である。

日本式漆液採取法には、殺撮法、鼓撮法、養生撮法、三年養生撮法、斜線式撮取法の5つの方法があり、そのうち広く行われているのは殺撮法(ウルシノキの全面に採取傷をつけて漆液を採取する方法で、普通作業日数は約180日間を要し、一作業期間でウルシノキは伐採してしまう)と養生撮法(一作業期間の採取のみによって伐採せず、最初の年には少し採取し、その翌年はウルシノキを休養させ、その翌々年にまた採取し、最後の年には殺撮法同様伐採採取する方法で、長年月にわたって一本のウルシノキより採取するのが特徴)である。

樹皮に傷をつける際、その順序によって漆の品質に大きな影響を与える。すなわち「初辺」の場合には水分の多いものが採取され、「盛辺」になると最も良好な漆液となり、「末辺」になって多少劣る漆液となる。以上の辺漆の他に裏目撮(辺撮の後に9月下旬より10月中旬頃採取)によって採取された裏目漆、止撮(裏目撮の次に行ない、これでウルシノキの幹はすべて傷付けられる)によって採取された留漆、枝撮及び瀬占撮(立木を伐採して枝を切り落とし、これにより採取する)によって採取された枝漆、瀬占漆、等々の種類があり、品質ランクは辺漆(その中でも盛辺)が一番良く、次に裏目漆、留漆、枝漆および瀬占漆の順となる。こうして採取した採液は各地方によって各々呼び方が異っている。参考までに次にそれを掲げておこう(伊藤清三『うるし』)。

		生漆の各地方別呼称		
採液の種類		吉野	関西	関東
初辺	初漆	吉野漆	伊勢漆	生正味漆
盛辺	盛物			
末辺	辺終			
裏目撮	裏漆	瀬占漆	瀬占漆又は下地撮	
止撮	留漆			
枝撮及瀬占撮	枝漆			

ここで注意しておきたいのは、吉野漆は関西地方における辺漆の別称であって、吉野地方産の漆を直接指していないことである。『琉球漆器考』では吉野地方で生産された漆のように誤解されているが、実は採取された漆の品質によって地方により呼称が異なっているのである。また、採取された漆液はそのまま利用するのではなく、用途に合わせて水分、不純物を除去し、使用目的に応じて光沢、色沢、透明、乾燥力、等の調整加工を施す。したがって精製技術の良否は漆の品質に直接影響を与えることになる。

各産地の漆の種類にも特徴があって、たとえば、一般的に東北産の漆はセシメ漆といって、ゴム質を多く含んで粘着力に富んでいるため、接着用に好んで使用されている。日州産は小細工用に、和州吉野産は朱塗に適している。越前産と中国産の漆が下品であるといわれるのは、採取した漆液の中に水分やゴム質、その他の不純物が多く混入して、塗装後の耐久力にも影響を与え、そしてまた精製生漆のごとく用途に応じて良く自然分離されたものではないからである。

精製漆には主に生漆、透漆、黒漆、焼付漆などがあり、透漆および黒漆は無油漆と有油漆に区別され、無油漆は油を混入しない漆で有油漆は油を混入した漆である。更にその無油漆、有油漆に上塗用、中塗用、等によって各種の精製漆がある。本節の最初に引用した「地漆」というのは、透漆の中の梨地漆のことで、油は混入せず上塗用の上質の漆である(伊藤清三『うるし』)。このように漆の品質の上下、あるいはその特質によって、下地用、中塗用、上塗用の各用途に区別されているのである。琉球産の漆がどのようなものであったかまびらかでないが、おそらく日本産の漆と同様、各用途に応じて精製利用されていたものと考えられる。先に引用した琉球産の「澤漆」も精製漆の一種とみられる。

これまでの検討結果から、われわれは『琉球漆器考』とは異なった次の結論を導き出すことができるであろう。まず第1点は、琉球国内にもウルツノキは存在し、琉球漆器の原料として漆液の採取も行なわれていたこと、第2点は、日本産漆の他に中国産漆、琉球国産漆などの種々の精製漆が琉球国内で消費されていたこと、以上である。

琉球産の漆は輸入漆に圧倒されて、18世紀以降にはまったくみられなくなり、当時の為政者からも重要視されなくなっている。蔡温時代に出された山林制度に関する諸法規類をひもといってみても漆の記録は見当たらない。薩摩侵入以前には琉球国産の漆も盛んに生産されていたと思われるが、日本国産の漆や中国産の漆に押されて次第に減少し、消滅していったものと推察される。『琉球漆器考』の著者は、ごく一部の限られた史料のみに依拠して、この一連の動向を見失ったが故に、琉球には昔からウルツノキはなく漆汁も吉野漆を用いていたという誤説を導き出す結果になったと思う。

IV む す び

最後に明治以降の動向について大雑把に概観し、この小論の結びにかえたい。

王朝時代には首里王府の管轄下にあった漆器製造業は、廃藩置県(明治12年)以後になると民営の漆器製造業へ漸次転化し、明治35年には製造戸数49、職工数227人、その産額は2万6千円にものぼり、県内製造業中でも重要な位置を占めつつあった。『沖縄県統計書』によって、明治35～昭和13年までの生産額を調べてみると、合計549万6千円、年平均にして14万8千円、そのうちの64%は県外(大阪、神戸、鹿児島、長崎、台湾、朝鮮)への輸出額となっている。製造された漆器の種類もこれまでの高級装飾品的なものから一般大衆向のものに変わり、たとえば、大正2年の漆器の種類別内訳をみると、飲食器68%、家具17%、装飾品6%、その他9%となって、生活用品としての飲食器類が圧倒的多類を占めている。高級品の減少、飲食器類の増加という一連の動きをみて、かつての琉球漆工芸技術が衰退したかのごとく説く人がいるが、庶民生活と密着した琉球漆器の大衆化こそ特筆すべきことであり、また増産への原動力となっていたものと考えられる。

漆器製造に要する漆は、すべて県外(大阪、鹿児島、台湾)の精製漆で賄われ、県内産の漆はまったくみられない。同じく県統計書によって輸入漆の動きをみると、明治20年代には1,300斤前後であったものが、

大正2年には約6倍に増加し、以後年平均7,600斤（2万円余）程度で推移している。

このように明治以降の琉球漆器についてみても、特に漆に関する限り、18世紀以後の状況と大差はない。ウルツノキの栽培にいたっては、ほとんど手がつけられていない状態である。わずかに『沖縄県の林業』（昭和13年）の中にウルツの苗木を養成した記録がみられるのみである。これは昭和恐慌で疲弊しきった県経済を立て直し、農村振興を図る一環として樹立された、昭和8年度より昭和22年度までの15年間継続の沖縄県振興計画にもとづく林業振興事業によるもので、当初は鳴り物入りで出発したが、その後、戦時体制への移行に伴い計画倒れに終わっている。戦後に至っては「琉球林業試験場報告」（1952年）にアンナウルツの発芽試験経過報告がみられるが、いずれも試験段階の域を出るものではない。

以上のように戦前・戦後の今日でも漆の栽培にあまり関心が寄せられないのは、安価な精製漆が豊富に輸入されていることにもよるが、他方『琉球漆器考』以来の定説、すなわち琉球には昔からウルツノキはなく漆液もすべて日本産の吉野漆を用いてきた、という誤説の通説化にも、その一因があるように思われる。

引用文献

1. 石沢兵吾 1881（明治21年） 琉球漆器考
2. 伊藤清三 1950（昭和25年） うるしー漆樹と漆液 農林週報社
3. 伊波普猷 朝鮮人の漂流記に現われた尚真王即位当時の南島 1927（昭和2年） 史学雑誌 38巻12号
4. 伊波普猷・他2名編纂 1962（昭和37年） 琉球史料叢書 井上書房
5. 球陽研究会編 1974（昭和49年） 球陽 角川書店
6. 坂上登 1771（明和8年） 琉球産物誌
7. 徳川義直・荒川浩和 1977（昭和52年） 琉球漆工藝 日本経済新聞社
8. 1936（昭和11年） 琉球神道記 大岡山書店
9. 歴代宝案 第1～第3集

Summary

A historical study of the lacquer tree on Okinawa has not been made since Hyogo Ishizawa's "A study of the Ryukyu lacquer ware" was published in 1888. The Ishizawa's study stated that Ryukyu lacquerware came from mainland Japan, also, lacquer itself was imported from Japan because of the nonexistence of the lacquer tree on Okinawa. However, recent research and detailed study in fact proved the existence of lacquer trees and lacquer on Okinawa in ancient times.

This report which is based upon a positive analysis of ancient documents, deals with the existence of the lacquer tree and the manufacture of lacquer on Okinawa dating from at least the 17th century.